

【別記 1】 （事業者認定申請書の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

年 月 日

NPO 木の建築フォーラム 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去 3 年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（ISO、JAS 等）を持っていれば記入してください

【別記 1 ア】（事業者認定申請書（継続）の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

年 月 日

NPO 木の建築フォーラム 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去 3 年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（ISO、JAS 等）を持っていれば記入してください

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇 事 業 者
年 月 日作成

本方針書は、NPO 木の建築フォーラムが作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（2024 年 7 月 10 日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや 30 標識等により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添 1 - 2】

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者

年 月 日作成

本方針書は、NPO 木の建築フォーラムが作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（2024 年 7 月〇日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG 関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理

・ GHG 関連情報管理等責任者）

・ 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。

・ 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（GHG 関連情報の管理等の実施）

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。

- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間保存する。

（書類管理）

- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。

- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上

【別記2】（事業者認定書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

年 月 日

殿

NPO 木の建築フォーラム

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、NPO 木の建築フォーラムの事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合】

今回の認定には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

事業者認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間： 年 月 日～年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】（間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式(例) ※流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の場合）

番 号

令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

_____ 殿

(販売先)

〇〇チップ製造事業者

認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種

2. 数量

3. GHG 関連情報（GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

☐チップ加工 ☐ペレット加工（乾燥に化石燃料利用） ☐ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量：☐4t 車以上 ☐10t 車以上 ☐20t 車以上

輸送距離：☐10km 以下 ☐20km 以下 ☐30km 以下 ☐40km 以下 ☐50km 以下

☐100km 以下 ☐150km 以下 ☐200km 以下 ☐300km 以下

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記 4】（間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式（例））

令和 年 月 日

NPO 木の建築フォーラム 殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4 月 1 日～ 平成 年 3 月 3 1 日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2. のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2. のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3 37

【別記5】（認定取消通知書の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

年 月 日

殿

NPO 木の建築フォーラム

貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、○年○月○日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 事業者認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由